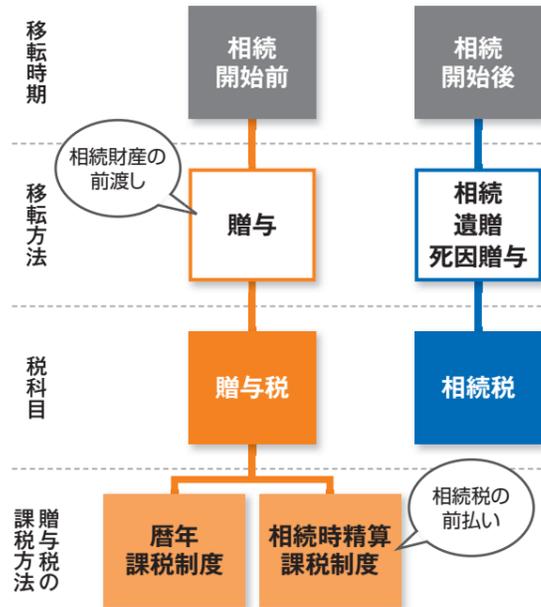
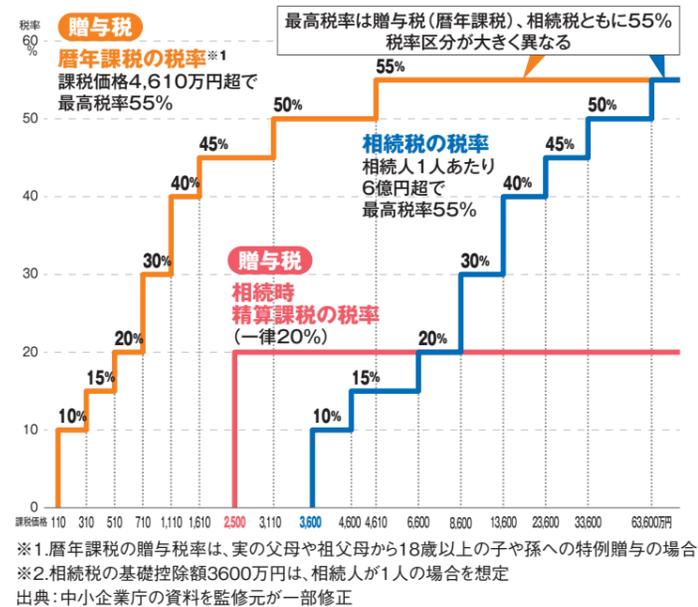


相続税と贈与税の全体像をおさえよう!

図表1 相続に関する現状の税体系



図表2 贈与税と相続税の税率構造



図表3 暦年課税制度と相続時精算課税制度の概要

| | 暦年課税制度(1953年~※) | 相続時精算課税制度(2003年~) |
|-----------|--|---|
| 控除額 | 基礎控除: 毎年110万円 | 特別控除: 累積2,500万円 |
| 税率 | 10~55%の累進税率 | 一律20% |
| 贈与者 | 問わない(相互の自由契約) | 60歳以上の父母・祖父母 |
| 受贈者 | 問わない(相互の自由契約) | 18歳以上の子・孫 |
| 贈与財産の取り扱い | 基本的には相続財産に加えない ※相続開始前3年内の贈与財産は相続財産に加算(持ち戻し) | ●贈与財産を(贈与時点の評価で)相続財産に加えて相続税を計算 ●相続税額からすでに支払った贈与税額を控除(控除しきれない金額は還付) |
| 制度の移行 | 暦年課税から相続時精算課税制度へいつでも移行できる | いったん相続時精算課税を選択した後は、暦年課税に戻れない |

※もともと贈与税は単年度で課税する方式しかなかった。相続時精算課税制度ができた時点で、旧来の方式を「暦年課税制度」と呼ぶようになった。

りも厳しい累進税率を設けたわけです(玉越さん)

図表2の通り、累進税率は移動する金額が大きければ税率は高くなります。贈与税は少額でも税率が高く、課税価格が4000万円台で最高税率の55%に到達。同じ金額の場合、相続税率は15%と低く、最高税率になるのは6億円を超えてからです。ただし、暦年課税制度には年間110万円の基礎控除が認められています。この非課税枠や税率の低いゾーンの金額の生前贈与を何年にもわたって繰り返せば、無税または相続税を払うより大幅に低い税負担で多額の資産を移動できるという節税対策が、富裕層の間で広がりました。

「相続時精算課税制度」は、2003年に創設されました。2500万円の特別控除額に達するまでは、複数年にわたり贈与税をかけるに資産を移せる仕組みです。特別控除枠を超えた分は一律20%の低い税率が適用されます。生前に贈与した資産はすべて贈与時の評価で相続財産に持ち戻して相続税として精算されるわけです。

特集 贈与税が変わる!?

相続税と贈与税の仕組みを理解して適切な対策を

相続と贈与に関わる税金のルールが見直されます。誰も関心の高い税項目だけに、どう変わるのか気をもんでいるのでは? でも焦りは禁物。2つの税金の仕組みを理解し、改正内容を知れば、正しい対処の仕方もつかめます。最新動向を踏まえて解説しましょう。

監修 税理士法人ゆいアドバイザーズ
代表社員・税理士
玉越 賢治 氏



商工中金、(株)リクルートを経て2003年税理士法人タクトコンサルティングを設立。中小企業庁「事業承継検討会」委員などを歴任。2021年税理士法人ゆいアドバイザーズを設立。

贈与税は相続税の前払い 税体系の基本は変わらない

贈与税の大改正について、新聞や雑誌等でも取り上げられ「どう対処すればいい?」と心配しているオナーもいるかもしれません。もともと、昨年12月に発表された「令和5年(2023年)度税制改正大綱」をよくチェックすれば、当初予想されていたほど厳しい内容ではないことがわかります。

どう変わったかを正しく理解するには、相続税と贈与税の基本的な仕組みを知っておく必要があります。そこで2つの税金の基礎をまずは解説しましょう。今回の税制改正をめぐって「独立した別々の制度だった相続税と贈与税が一体化した」といった論調も少なくありません。しかし、この見方に対して、税理士の玉越さんは疑問を投げかけます(図表1参照)。

「相続税と贈与税は、どちらも個人間の無償による資産移動に関わる税金です。生前の資産移動には贈与税、亡くなったからの移動には相続税。移動する時期が違うだけ

けで、そもそも一体化した税体系にすべきものなのです。贈与税には独立した税法はなく、相続税法の中に組み込まれた補完税という位置づけです。生前に行う贈与は相続財産の前渡しという意味合いがあり、そこで課税される贈与税は相続税の前払いと言えるでしょう(玉越さん)

相続時精算課税は後から誕生

現在の贈与税には「暦年課税」と「相続時精算課税」という2つの仕組みがあり、いずれかの選択制になっています(図表3参照)。

もともと贈与税は、1953年に誕生してからはしばらくは、1年間に贈与された金額の合計に対して、単年度で税金を計算する暦年課税だけでした。相続税と一体課税しなかったのは、長期にわたる生前贈与を捕捉しきれないことによる割り切りでした。

「亡くなったからの資産移動にかかる相続税しかない」と、相続前に全財産を贈与してしまえば税金はかかりません。この回避行為を防ぐために贈与税ができ、相続税よ

